

緑のまち



編集「北国分外環対策協議会」で検索
市川市北国分 4-8-6 佐々木方
TEL 047-371-9528
<http://midori.kuuki.info>
ishitaka6648@gmail.com

——北国分だより——

第125号 2018. 7. 1発行

第48回北国分外環対策協議会 総会

日 時：平成30年7月29日（日） 10時～12時

場 所：小塚山研修所 2階 第2和室

オープニング：緑のまち合唱団のコーラス

「森よとわに」「広い河の岸边」

「野に咲く花のように」

《 議 事 》

◎年間活動報告

◎会計報告 会計監査報告

◎新年度活動計画

○「緑のまち」発行 （ 不定期、年3～4回 ）

○バードウォッチングの集い （ 11月、2月、4月を予定 ）

○森の音楽会開催 （来年5月を検討中）

○外環連合会議に参加（毎月、事務局）



——フリートーク——

6月2日の外環道路の開通に伴い、北国分の町はどう変わっていくのでしょうか？ 町内に初めての信号機ができ、たくさんの車が町の中の道路を通るようになって、歩行者にとってゆっくり歩けなくなるのではと心配です。大きな歩道橋ができましたが、階段を登ったり降りたり大変です。

外環による騒音や大気汚染などの問題はこれからです。小塚山の自然への影響も心配です。まだ、他にも心配な事があると思います。みなさんと御一緒に考え、話し合い、新しい市長に要望を出しましょう。御参加をお待ちしています。

外環連合会議は、各地区の供用後の影響などを共有し必要な対応を求めていくため、少なくとも1年程度は続けていきたいと思います。

□探鳥会報告□



日 時：平成 30 年 2 月 12 日（祝）

天 候：晴れ

参加者：高原（父・息子）、内垣、鈴木、飯山、坪田、桃瀬、川井、高橋
保科（家族 3 名）、佐々木、佐藤、森、平井（2 名）、三好、新谷
松原、西山、松林夫妻、石居 24 名

確認された鳥：シジュウカラ エナガ ヒヨドリ ルリビタキ ウグイス
メジロ キジバト モズ コゲラ ムクドリ シロハラ
ジョウビタキ（メス） カルガモ アオサギ カワセミ
ヒドリガモ ハシビロガモ キンクロハジロ マガモ
オナガガモ ツグミ コガモ カイツブリ ハシブトガラス
ハシボソガラス 計 25 種

コメント：この日は、毎回お世話になっている村岡さんが体調を崩され、僭越ながら私が代行させていただきました。地域新聞にお知らせした事で船橋・習志野・松戸など遠方から多くの方ご参加いただきありがとうございました。スタート時はあまり姿を現してくれませんでした。徐々に出現し、ルリビタキは一瞬で、ブルーの発色から雌雄の判別は出来ませんでした。じゅんさい池ではジョウビタキのメスやカワセミを比較的長い時間皆さん楽しまれ、習志野地区の方は干潟の野鳥とは違う種類の野鳥に出会えて御満足の様子でした。市川北部の自然を再認識できる充実した探鳥会でした。（石居）

☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆



日 時：平成 30 年 4 月 29 日（祝）

天 候：晴れ

参加者：今井、松林夫妻、鈴木、松原、松村、内垣、佐々木、村岡 計 9 名

確認された鳥：ヒドリガモ コガモ キジバト コゲラ ハシボソガラス
ハシブトガラス シジュウカラ ツバメ ヒヨドリ メジロ
ムクドリ 計 11 種

コメント：初夏の様な陽気に林は新緑に萌えておりました。しかし、鳥は少なく期待の渡り鳥は出ませんでした。その代わりに、素晴らしいメジロの囀りに皆堪能致しました。（村岡）

外環供用差止め仮処分申立て

5月10日、外環沿道住民を中心に「外環道（千葉県区間）の供用差止め」の仮処分を東京地裁に申立てました。この度の申立は、国と東日本高速道路が行った騒音に関する影響予測値が国道43号線、国道2号線の確定判決で示された値を開通する前から超えている為、これらの対策を講じないまま、供用させることは不当であると、この騒音の一点に絞り申立を行いました。

先に示された判決では、住民の受忍限度は一般的に昼間屋外で等価騒音レベル65dB、夜間室内で40dBであり、国道43号線沿道のように大気汚染の影響が重合されている場合においては昼間屋外で60dBとされました。現行の騒音に関する環境基準は幹線道路周辺近傍地域における「特例」として「昼間屋外で70dB、夜間屋外で65dB」までの騒音レベルを容認しています。

これは国の道路行政が全国どこでも円滑に計画できるようにしたもので、北国分を含む国府台風致地区のような非常に環境の良好な地域に適用することが大問題であり、北国分周辺地域では日頃から窓を開けて生活することは、日常当然の権利であると思われませんが、この「特例」は「幹線道路沿道では窓を閉めて生活することが一般的であり、窓を閉めた状態では25dBの遮音効果がある為」と窓を常閉させることを前提としています。このような「特例」があることに対し、広島高裁は判決の中で「住民に窓を閉めた生活を強いることは正当性があるとは言えない。」とその不当性を指摘し、この特例の基準値内であることは住民の生活環境が守られているという根拠にはならないという判断を示しています。

申立を受け、5月22日、裁判官による双方の聴き取りが行われましたが、国や東日本高速道路は、公害調停の時と同様、明確な反証を示さず、相変わらず引き延ばすような態度をとり、裁判官も差止めのハードルは高く、この程度では判断する材料が乏しいという事で、次の審尋を供用開始後に設定し、供用前の判断を避けるといった結果になりました。

※ 国道43号線・・・大阪市西成区から神戸市灘区へ至る一般国道

※ 国道2号線・・・大阪市北区から北九州市門司区へ至る一般国道

※ 等価騒音レベル・・・自動車からの騒音のように時間的に大きく変動する騒音レベルを評価するために考案され、不規則かつ大幅に騒音レベルが変動している場合に、測定時間内の騒音レベルのエネルギーを時間平均したもの。デシベルdBは、振動・音響工学などの分野で、物理量をレベル表現により表す時に使用される単位。



